

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

【告示】

- 身体障害者手帳交付のための診断をする医師の指定及び辞退
- 漁船保険付保義務の同意を求めるための届出及び指定漁船調査の縦覧

【公告】

- 一般競争入札の実施
- 落札者等の決定
- 鳥獣保護区特別保護地区の保護に関する指針の案の縦覧
- 鳥獣保護区特別保護地区の指定に係る公聴会の開催
- 林業種苗法に基づく生産事業者の登録
- 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了

【人事委員会】

- 一般競争入札の実施
- " " " "
- " " " "

障害福祉課
水産課
デジタル推進課
財産活用課
自然環境課
"
治山課
建築指導課
"
警察本部会計課

目次

担当課（室）

- 期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則
(県例規集登載)

【選挙管理委員会】

- 選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数
- 選挙時登録の基準日
- 政見放送を行うことができる基幹放送事業者等
- 候補者等からの申込みにより手話通訳を付して政見を録画する放送事業者

選挙管理委員会
"
"
"

◎岡山県告示第二百八十九号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項に規定する身体障害者手帳の交付のための診断をする医師を令和六年五月二十一日次のおり指定した。また、同項の指定を受けた次の医師について、身体障害者福祉法施行令（昭和二十五年政令第七十八号）第三条第二項の規定によりその指定を辞退する旨の届出を受理した。

令和六年六月十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 指定した医師

指定医師名

診療科目

医療機関の名称

所在地

澤田 芳行

肢体不自由、呼吸器、ぼうこう・直腸、小腸

地方独立行政法人玉野医療センター 玉野市宇野二―三―一

野市民病院

瀬戸内市邑久町山田庄八四五―一

沖田 充司

ぼうこう・直腸、小腸

瀬戸内市立瀬戸内市民病院

瀬戸内市邑久町山田庄八四五―一

岡 凌也

肢体不自由、ぼうこう・直腸

瀬戸内市立瀬戸内市民病院

瀬戸内市邑久町山田庄八四五―一

前原 貴典

ぼうこう・直腸

医療法人社団同仁会 金光病院

浅口市金光町占見新田七四〇

五味 慎也

肢体不自由、呼吸器、ぼうこう・直腸、小腸

医療法人社団同仁会 金光病院

浅口市金光町占見新田七四〇

中川 仁志

肢体不自由、呼吸器、ぼうこう・直腸、小腸

医療法人社団同仁会 金光病院

浅口市金光町占見新田七四〇

瀨内 朗子

平衡、音声・言語・そしゃく、肢体不自由

医療法人道照会 竹内医院

瀬戸内市牛窓町牛窓四九九―二四

薬師寺 泰匡

肢体不自由

医療法人薬師寺慈恵会 薬師寺慈恵病院

総社市総社一―一七―二五

二 指定を辞退した医師

指定医師名

診療科目

医療機関の名称

所在地

合地 明

ぼうこう・直腸、小腸

井原市立井原市民病院

井原市井原町二―一八六

高山 二郎

呼吸器

井原市立井原市民病院

井原市井原町二―一八六

山田 信行

心臓

井原市立井原市民病院

井原市井原町二―一八六

和田 佳久

じん臓

タカヤクリニツク

井原市高屋町三―二四―一〇

井上 淳

肢体不自由

一般財団法人津山慈風会 津山中央病院

津山市川崎一七五六

◎岡山県告示第二百九十号

漁船損害等補償法施行令(昭和二十七年政令第六十八号)第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第一百二十二条第一項の規定による同意を求めるとの事前届出があったので、当該届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

令和六年六月十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 発起人の住所及び氏名

倉敷市玉島乙島五五二―二 赤沢 秀治
倉敷市玉島乙島四一七九 守屋 倫之

二 加入区

乙島・柏崎

三 漁船損害等補償法第一百三十一条第一項の申出をする漁業協同組合の名称

寄島町漁業協同組合

四 縦覧期間

令和六年六月十一日から同月二十五日まで

五 縦覧場所

岡山県農林水産部水産課

〔二七二〕政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札を実施する。

令和六年六月十一日

岡山市長 伊原 隆 大

1 調達内容

- (1) 件名及び数量
岡山情報ハイウェイ光線路監視システム更新に係る賃貸借業務 1式
 - (2) 業務の特質等
入札説明書及び岡山情報ハイウェイ光線路監視システム更新に係る賃貸借業務仕様書（以下「仕様書」という。）による。
 - (3) 契約予定日
令和6年7月26日（金）
 - (4) 契約期間
令和6年12月1日（日）から令和11年11月30日（金）まで
 - (5) 履行場所
入札説明書及び仕様書による。
 - (6) 入札方法
入札金額は、本業務に必要な初期費用等一切の諸経費を含めた額とし、1月当たりの単価（本業務に係る物件を5年間借り受けるものとして算定したリース料及び保守に要する費用の総額の60分の1に相当する額）を記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免除事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- ## 2 競争入札参加資格
- (1) 入札書の提出の日までに令和6年度に県が発注する物品の調達契約であって地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格（令和6年岡山県告示第27号（物品の売買、修理等の調達契約に係る競争入札の参加資格、資格審査の申請手続等。以下「資格告示」という。）に定める資格をいう。）を得ている者で、格付区分がAであるものであること。
 - (2) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、物品の売買、修理等の契約に係る一般競争入札（条件付）参加資格者の資格審査要領（平成19年岡山県告示第306号）の規定による入札参加資格の停止の措置を受けている者でないこと。
 - (3) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、物品の売買、修理等の契約に係る一般競争入札（条件付）参加除外等要領に基づき入札参加除外の措置を受けている者でないこと。
 - (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定に該当しない者であること。
 - (5) 岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領に基づき指名除外の措置を受けている者でないこと。

(6) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

3 競争入札参加資格確認申請手続

この一般競争入札への参加を希望する者で、2(1)の資格を得ていない者は、資格告示に基づき申請手続を行うこと。

申請書の入手先、提出先及び問合せ先

〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県総務部デジタル推進課地域情報化班

電話 086-226-7265（直通）

4 入札手続等

(1) 入札説明書等の交付の場所、問合せ先及び契約条項を示す場所

〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県総務部デジタル推進課地域情報化班

電話 086-226-7265（直通）

電子メールアドレス digital@pref.okayama.lg.jp

(2) 入札説明書及び仕様書の交付期間及び交付方法

ア 交付期間

令和6年6月11日（火）から同月28日（金）まで（県の休日（岡山県の休日）を定める条例（平成元年岡山県条例第2号）第1条第1項に規定する県の休日）をいう。以下同じ。）を除く。）の午前9時から午後4時まで

イ 交付場所

(1)の場所で交付する。

また、入札説明書については岡山県総務部デジタル推進課ホームページ（<https://www.pref.okayama.jp/soshiki/20/>）からダウンロードすることもきる。

(3) 入札説明会
開催しない。

(4) 入札参加申出手続

入札参加を希望する者は、次の書類を提出しなければならない。

① 一般競争入札（条件付）参加申出書

② 納入予定物品構成表

ア 提出期間

令和6年6月11日（火）から同年7月12日（金）まで（県の休日を除く。）の午前9時から午後4時まで

イ 提出場所

(1)の場所に同じ。

ウ 提出方法

持参又は書留郵便若しくは信書便による送付（以下「郵便等」という。）によるものとする。

5 入札

(1) 開札の日時及び場所

令和6年7月22日（月）午前10時

〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県出納局用度課入札室

(2) 入札書の提出方法

次のいずれかの方法によること。

ア 持参

契約を締結する権限を有している者（以下「本人」という。）又は代理人が(1)の日時及び場所に入札書を持参すること。ただし、代理人が持参する場合は、本人からの委任状を持参し、入札前に提出すること。

イ 郵便等

本人が作成した入札書を封印して、4(1)の場所を宛先とした配達証明付きの郵便（封筒を二重とし、外側の封筒に「入札書在中」と朱書きし、内側の封筒に1(1)の件名及び(1)の日時を記載したものに限り送付すること。をもって開札日の前日の午後5時までまでに到着するよう郵便等により送付すること。

6 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

7 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

岡山県財務規則（昭和61年岡山県規則第8号）第131条及び第133条の規定による。

(2) 契約保証金

岡山県財務規則第153条及び第155条の規定による。

8 その他

(1) 入札者に要求される事項

4(4)の一般競争入札（条件付）参加申出書及び納入予定物品構成表を提出した者は、令和6年7月12日（金）までの間において、契約担当者から当該書類に関する説明を求められた場合には、それに応じなければならない。

(2) 入札の無効

この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他岡山県財務規則第140条各号に掲げる入札に係る入札書は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否
要

(4) 落札者の決定方法

岡山県財務規則第137条第1項の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(5) その他

詳細は、入札説明書による。

9 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be leased :

Okayama Information Network Remote Fiber Test System Lease Service in accordance with the Replacement : 1 set

(2) Service period :

From 1 December, 2024 through 30 November, 2029

(3) Time limit of tender :

10:00 A.M. 22 July, 2024

(4) Contact point for notice :

令和6年6月11日 岡山県公報 第12607号

Digital promotion division, Department of General Affairs, Okayama
Prefectural Government
2-4-6 Uchisange, Kita-ku, Okayama-shi, Okayama-ken, 700-8570,
Japan
TEL: 086-226-7265

令和6年6月11日 岡山県公報 第12607号

〔二九三〕地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）に基づき、特定調達契約につき、次のとおり落札者等を決定した。

令和六年六月十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 落札に係る物品及び数量
岡山県庁舎で使用する電気
使用予定電力量四、二六三、〇〇〇キロワット時（一年間）
- 二 納入期間
令和六年八月一日から令和七年七月三十一日まで
- 三 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地
岡山県総務部財産活用課
岡山市北区内山下二丁目四番六号
- 四 落札者を決定した日
令和六年五月二十七日
- 五 落札者の氏名及び住所
新エネルギー開発株式会社
兵庫県伊丹市中央五丁目五番一〇号
- 六 落札金額
一〇〇、三六二、三二五円（消費税額及び地方消費税の額を含まない。）
- 七 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 八 入札公告日
令和六年四月二日

〔二九四〕鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第十八号。以下「法」という。）第二十九条第一項の規定により鳥獣保護区特別保護地区を指定するため、同条第四項において準用する法第二十八条第四項の規定により、指針の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

この公告に係る鳥獣保護区特別保護地区の保護に関する指針の案について意見を有する区域の住民及び利害関係人は、法第二十九条第四項において準用する法第二十八条第五項の規定により、縦覧期間満了の日までに、知事に意見書を提出することができる。

令和六年六月十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 鳥獣保護区特別保護地区の名称

玉野鳥獣保護区深山公園特別保護地区

二 鳥獣保護区特別保護地区の区域

次の図のとおりとする。

三 鳥獣保護区特別保護地区の存続期間

令和六年十一月一日から令和十六年十月三十一日まで

四 鳥獣保護区特別保護地区の保護に関する指針の案

次のとおりとする。

五 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

令和六年六月十一日から同月二十四日まで

2 縦覧の場所

岡山県環境文化部自然環境課及び岡山県備前県民局農林水産事業部森林企画課

（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その関係書類を岡山県環境文化部自然環境課及び岡山県備前県民局農林水産事業部森林企画課に備え置いて縦覧に供する。）

一 鳥獣保護区特別保護地区の名称

成羽天神山鳥獣保護区特別保護地区

二 鳥獣保護区特別保護地区の区域

次の図のとおりとする。

三 鳥獣保護区特別保護地区の存続期間

令和六年十一月一日から令和十六年十月三十一日まで

四 鳥獣保護区特別保護地区の保護に関する指針の案

次のとおりとする。

五 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

令和六年六月十一日から同月二十四日まで

2 縦覧の場所

岡山県環境文化部自然環境課並びに岡山県備前県民局農林水産事業部森林企画課及び同部高梁地域森林課

（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その関係書類を岡山県環境文化部自然環境課並びに岡山県備前県民局農林水産事業部森林企画課及び同部高梁地域森林課に備え置いて縦覧に供する。）

一 鳥獣保護区特別保護地区の名称

毛無山鳥獣保護区特別保護地区

- 二 鳥獣保護区特別保護地区の区域
次の図のとおりとする。
- 三 鳥獣保護区特別保護地区の存続期間
令和六年十一月一日から令和十六年十月三十一日まで
- 四 鳥獣保護区特別保護地区の保護に関する指針の案
次のとおりとする。
- 五 縦覧の期間及び場所
 - 1 縦覧の期間
令和六年六月十一日から同月二十四日まで
 - 2 縦覧の場所
岡山県環境文化部自然環境課並びに岡山県美作県民局農林水産事業部森林企画課
及び同部真庭地域森林課
（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その関係書類を岡山県環境文化部自然環境課並びに岡山県美作県民局農林水産事業部森林企画課及び同部真庭地域森林課に備えて置いて縦覧に供する。）

〔二九五〕鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第十八号）第二十九条第四項において準用する同法第二十八条第六項の規定により、次のとおり鳥獣保護区特別保護地区の指定について公聴会を開催する。

令和六年六月十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

玉野鳥獣保護区深山公園特別保護地区の指定に係る公聴会

一 日時 令和六年七月十日 午後一時三十分

二 場所 玉野市水道庁舎一階大会議室

三 案件 玉野鳥獣保護区深山公園特別保護地区の指定について

1 区域 次の図のとおり

2 面積 三〇〇ヘクタール

（「次の図」は省略し、その図面を岡山県環境文化部自然環境課及び岡山県備前県民局農林水産事業部森林企画課に備え置いて縦覧に供する。）

成羽天神山鳥獣保護区特別保護地区の指定に係る公聴会

一 日時 令和六年七月四日 午後一時三十分

二 場所 岡山県備中県民局高梁地域事務所北棟二階会議室

三 案件 成羽天神山鳥獣保護区特別保護地区の指定について

1 区域 次の図のとおり

2 面積 三五ヘクタール

（「次の図」は省略し、その図面を岡山県環境文化部自然環境課並びに岡山県備中県民局農林水産事業部森林企画課及び同部高梁地域森林課に備え置いて縦覧に供する。）

毛無山鳥獣保護区特別保護地区の指定に係る公聴会

一 日時 令和六年七月十八日 午後一時三十分

二 場所 新庄村役場二階多目的室大ホール

三 案件 毛無山鳥獣保護区特別保護地区の指定について

1 区域 次の図のとおり

2 面積 一八七ヘクタール

（「次の図」は省略し、その図面を岡山県環境文化部自然環境課並びに岡山県美作県民局農林水産事業部森林企画課及び同部真庭地域森林課に備え置いて縦覧に供する。）

令和6年6月11日 岡山県公報 第12607号

〔二九六〕林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第十条第三項の規定により、生産事業者を次のとおり登録した。

令和六年六月十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

登録番号	生産事業者		生産事業の内容	事業所の名称及び所在地
	氏名又は名称	住所		
七 美作一	前田林業株式会社 代表取締役 前田光徳	苫田郡鏡野町布原一七九一 一四	幼苗の育成 幼苗以外の 苗木育成	前田林業株式会社住所 地に同じ
八 美作一	株式会社洲崎園芸 代表取締役 洲崎幸夫	美作市下庄町七三三一二	幼苗の育成 幼苗以外の 苗木育成	株式会社洲崎園芸住所 地に同じ

〔二九七〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和六年六月十一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

- 一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
都窪郡早島町前潟字拾ノ割六二八番七、六二八番一三
- 二 許可を受けた者の住所及び氏名
都窪郡早島町前潟二六二番地五
林 将太郎
- 三 許可年月日及び許可番号

令和六年三月六日岡山県指令建指第四〇六号

〔二九八〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和六年六月十一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市南溝手字栢寺元二九五番四一、二九五番四三

二 許可を受けた者の住所及び氏名

岡山市北区今保二九二番地五 セレーノ・今保B一〇一

田中 綾

田中えりか

三 許可年月日及び許可番号

令和六年一月十日岡山県指令建指第三二二号

令和6年6月11日 岡山県公報 第12607号

〔二九九〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和六年六月十一日

岡山県知事

伊原木

隆

太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市黒尾字内田四一九番一

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市駅前二丁目一〇番一六号ベルメゾン二〇二

小林 宣裕

三 許可年月日及び許可番号

令和六年三月二十二日岡山県指令建指第四四一号

〔三〇〇〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和六年六月十一日

岡山県知事

伊原木

隆

太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市上林字佳美林六四番七、六四番八

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市小寺四七番地一〇ハピネス翼一〇一

伊丹 祥馬

三 許可年月日及び許可番号

令和六年四月十二日岡山県指令建指第一九号

〔三〇一〕政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札を実施する。

企業長増大五十一号

岡山県知事 伊原木 隆 太

1 調達内容

(1) 購入等件名及び予定数量

岡山県警察本部伊福町庁舎(ほか30施設)で使用する電気の調達
使用予定電力量 8,985,000キロワット時(1年間)

(2) 仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期間

令和6年10月1日から令和7年9月30日まで

(4) 納入場所

岡山市北区伊福町一丁目9番18号 岡山県警察本部伊福町庁舎(ほか30施設)

(5) 入札方法

入札に当たっては、(4)の31施設を一括で一入札単位とする。入札説明書に示す方法に従って計算した施設ごとの参考総価金額の31施設分の1年間の合計金額をもって入札に付することとし、消費税及び地方消費税相当額税を含めない金額を入札金額とすること。

(6) その他

(1)の使用予定電力量は、令和5年4月から令和6年3月までの使用実績等に基づき1年分の使用予定電力量であり、天候等により変動する。

2 競争入札参加資格

次の要件のいずれにも該当する者とする。

(1) 令和6年度において県が発注する物品の調達契約であって地方公共団体の物品等又は特定職務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の規定が適用される契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格(令和6年岡山県告示第27号(物品の売買、修理等の調達契約に係る競争入札の参加資格、資格審査の申請手続等。以下「資格告示」という。)に定める資格をいう。)を得ている者で、格付区分がAであるものであること。

(2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項の規定に該当しない者であること。

(3) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、物品の売買、修理等の契約に係る一般競争入札(条件付)参加資格者の資格審査要領(平成19年岡山県告示第306号)の規定による入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。

(4) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者又は会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者(再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。

(5) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、物品の売買、修理等の契約に係る一般競争入札(条件付)参加除外等要領に基づき入札参加除外の措置を受けている者でないこと。

(6) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条の2の規定により小売電気事業の登録を受けている者であること。

(7) 二酸化炭素排出係数(調整後排出係数)、未利用エネルギーの活用、再生可能エ

エネルギーの導入及び需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組に關し、入札説明書で示す入札参加条件を満たしている者であること。

3 競争入札参加資格の申請手続

この一般競争入札への参加を希望する者で、2(1)の資格を得ていないものは、資格告示に基づき令和6年7月3日午後4時までに申請手続を行うこと。

申請書の入手先、提出先及び申請に関する問い合わせ先

〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県出納局用度課管理班 (岡山県庁地下1階)

電話 (086) 226-7538

4 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

〒700-8512 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県警察本部警務部会計課契約担当

電話 (086) 234-0110 内線2242

(2) 入札説明書の交付期間及び交付方法

ア 交付期間

令和6年6月11日(火)から同年7月16日(火)まで(岡山県の休日を定める

条例(平成元年岡山県条例第2号)第1条第1項に規定する県の休日を除く。)

イ 交付方法

(1)の場所において交付する。

また、郵送による交付を希望する場合は、交付に必要な期間を十分に考慮し、返信用封筒及び返信に必要な切手等を同封し、(1)の場所に請求すること。

なお、交付する入札説明書等は、縦297ミリメートル、横210ミリメートル、厚さ30ミリメートル以内、重さ215グラムであるので、注意すること。

(3) 入札書の受領期限

令和6年7月31日(水) 午後4時

(4) 開札の日時及び場所

令和6年8月1日(木) 午前11時20分

岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県警察本部庁舎2階入札室

5 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札書を4(3)の期限までに提出する以外に、一般競争入札(条件付)参加申出書及び入札説明書で指定する必要書類を令和6年7月16日(火)午後4時まで、4(1)の場所に提出しなければならない。

また、入札参加希望者は、契約担当者から当該書類に關し説明を求められた場合には、それに応じなければならない。

6 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

岡山県財務規則(昭和61年岡山県規則第8号)第131条及び第133条の規定による。

(3) 契約保証金

岡山県財務規則第153条及び第155条の規定による。

(4) 入札の無効

この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他岡山県財務規則第140条各号に掲げる入札に係る入札書は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否
要

(6) 落札者の決定方法
岡山県財務規則第137条第1項の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) その他
詳細は、入札説明書による。

7 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased :
Electricity for the 31 facilities including Ifukucho government office of Okayama Prefectural Police Headquarters
8,985,000kWh (1 years)

(2) Delivery period :
From 1 October, 2024 through 30 September, 2025

(3) Delivery place :
Specified in the bid explanation form

(4) Time limit for tender :
4:00 P.M. 31 July, 2024

(5) Contact point for the notice :
Finance Section, Okayama Prefectural Police Headquarters
2-4-6, Uchisange, Kita-ku, Okayama-shi, Okayama-ken, 700-8512,
Japan

Telephone : 086-234-0110, Ext. 2242

〔三〇二〕貸付調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札を実施する。

令和6年6月11日

岡山市知事 伊原 木 隆 太

1 調達内容

- (1) 借入件名及び数量
岡山県警察ネットワーク端末 817組
- (2) 借入物件の特質等
入札説明書及びネットワーク端末借入仕様書（以下「入札説明書等」という。）による。

- (3) 借入期間
令和7年3月1日から令和12年2月28日まで

- (4) 借入場所
入札説明書による。

- (5) 入札方法
入札金額は、全ての借入物件の本体価格のほか、輸送費及び入札説明書等に記載する作業等に要する一切の諸経費を含めた額とし、1月当たりの単価（本件借入れに係る物件を5年間借り受けるものとして算定したリース料総額の60分の1に相当する額）を記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次の要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 令和6年度に県が発注する物品の調達契約であって地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格（令和6年岡山県告示第27号（物品の売買、修理等の調達契約に係る競争入札の参加資格、資格審査の申請手続等。以下「資格告示」という。）に定める資格をいう。）を得ている者で、格付区分がAであるものであること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定に該当しない者であること。
- (3) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、物品の売買、修理等の契約に係る一般競争入札（条件付）参加資格者の資格審査要領（平成19年岡山県告示第306号）の規定による入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。
- (4) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、物品の売買、修理等の契約に係る一般競争入札（条件付）参加除外等要領に基づき入札参加除外の措置を受けている者でないこと。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (6) 納入する機器について、岡山県警察本部警務部情報管理課長の確認を受けた者で

令和6年6月11日 岡山県公報 第12607号

あること。

3 競争入札参加資格の申請手続

この一般競争入札への参加を希望する者で、2(1)の資格を得ていないものは、資格告示に基づき申請手続を行うこと。

(1) 申請書の入手先、提出先及び問い合わせ先

〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号
岡山県出納局用度課管理班 (岡山県庁地下1階)
電話 (086) 226-7538

(2) 申請書の提出期限

令和6年7月9日(火) 午後4時

4 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所及び問い合わせ先

〒700-8512 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県警察本部警務部会計課契約担当

電話 (086) 234-0110 内線2242

(2) 入札説明書等の交付期間及び交付方法

ア 交付期間

令和6年6月11日(火) から同年7月22日(月) まで (岡山県の休日を定める条例(平成元年岡山県条例第2号)第1条第1項に規定する県の休日を除く。)

イ 交付方法

(1)の場所にて交付する。

また、郵送による交付を希望する場合は、交付に必要な期間を十分に考慮し、返信用封筒及び返信に必要な切手等を同封し、(1)の場所に請求すること。

なお、交付する入札説明書等は、縦297ミリメートル、横210ミリメートル、重さ140グラムであるので、注意すること。

(3) 入札書の受領期限

令和6年7月31日(水) 午後4時

(4) 開札の日時及び場所

令和6年8月1日(木) 午前11時00分

岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県警察本部庁舎2階入札室

5 借入物件に係る事前の確認

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す書類を令和6年7月12日(金)までに入札説明書で示す場所に提出し、借入物件に係る岡山県警察本部警務部情報管理課長の確認を受けなければならない。

6 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

岡山県財務規則(昭和61年岡山県規則第8号)第131条及び第133条の規定による。

(3) 契約保証金

岡山県財務規則第153条及び第155条の規定による。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札書を受領期限までに提出するとと

もに、入札説明書に示す書類を作成し、令和6年7月22日（月）午後4時までに入札説明書で示す場所に提出しなければならない。

また、入札参加希望者は、契約担当者から提出した書類等に関し説明を求められた場合には、それに応じなければならない。

- (5) 入札の無効
この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他岡山県財務規則第140条各号に掲げる入札に係る入札書は、無効とする。

- (6) 契約書作成の要否
要

- (7) 落札者の決定方法
岡山県財務規則第137条第1項の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- (8) その他
詳細は、入札説明書による。

7 Summary

- (1) Name and quantity of the products to be leased :
Network terminal 817 sets

- (2) Lease period :
From 1 March, 2025 through 28 February, 2030

- (3) Delivery place :
Specified in the bid explanation form

- (4) Time limit for tender :
4:00 P.M. 31 July, 2024

- (5) Contact point for the notice :
Finance Section, Okayama Prefectural Police Headquarters
2-4-6 Uchisange, Kita-ku, Okayama-shi, Okayama-ken, 700-8512,
Japan

Telephone : 086-234-0110, Ext. 2242

◎岡山県人事委員会規則第十二号

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和六年六月十一日

岡山県人事委員会委員長 安 田 寛

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

の一部分を次のように改正する。
第十二条第一項中「に限り、第四号及び第五号に係る部分を除く」を「に限る」に改

める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の期末手当及び勤勉手当に関する規則の規定は、令和六年四月一日から適用する。

令和6年6月11日 岡山県公報 第12607号

◎岡山県選管告示第三十五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項及び第七十五条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の五十分の一の数並びに同法第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあってはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

令和六年六月十一日

岡山県選挙管理委員会

委員長 大 林 裕 一

- 一 選挙権を有する者の総数の五十分の一の数
- 二 選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあってはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）（地方自治法第八十条第一項に規定する場合を除く。）
- 三 地方自治法第八十条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあってはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）

選挙区	数	選挙区	数
岡山市北区・加賀郡	八三、八六二	高 梁 市	七、六六三
岡山市中区	三九、九七〇	新 見 市	七、七四四
岡山市東区	二五、七〇一	備前市・和気郡	一一、八二八
岡山市南区	四五、六二六	瀬 戸 内 市	一〇、二二七
倉敷市・都窪郡	一三三、七八一	赤 磐 市	一一、八九三
津山市・苫田郡・勝田郡	三四、七八六	真庭市・真庭郡	一二、〇七四
玉 野 市	一五、八六七	美作市・英田郡	七、六四八
笠 岡 市	一二、八五三	浅口市・浅口郡	一二、四一五
井原市・小田郡	一四、四〇八	久 米 郡	四、九六四
総 社 市	一八、七八六		

◎岡山県選管告示第三十六号

令和六年十月二十七日執行予定の岡山県知事選挙における選挙人名簿の登録について、選挙時登録の基準日を次のとおり定めた。

令和六年六月十一日

岡山県選挙管理委員会

委員長 大 林 裕 一

令和六年十月九日

令和6年6月11日 岡山県公報 第12607号

◎岡山県選管告示第三十七号

令和六年十月二十七日執行予定の岡山県知事選挙において、政見放送を行うことができる基幹放送事業者及び当該基幹放送事業者の放送設備により行うことができる政見放送の回数を次のとおり定めた。

令和六年六月十一日

岡山県選挙管理委員会

委員長 大林裕一

岡山放送株式会社 RSK山陽放送株式会社 テレビせとうち株式会社	基幹放送事業者	テレビジョン放送	回数	一一一
RSK山陽放送株式会社	基幹放送事業者	ラジオ放送	回数	一

◎岡山県選管告示第三十八号

令和六年十月二十七日執行予定の岡山県知事選挙において、候補者等からの申込みに
より手話通訳を付して政見を録画する放送事業者を次のとおり定めた。

令和六年六月十一日

岡山県選挙管理委員会

委員長 大 林 裕 一

日本放送協会

岡山放送株式会社

R S K山陽放送株式会社

テレビせとうち株式会社